

食事療養標準負担額改定のお知らせ

平素より当院の病院運営にご理解・ご協力を頂きまして御礼申し上げます。
この度、令和8年6月1日より下記の通り改定となりましたので、ご案内申し上げます。

今後とも良質な医療を提供すべく努力して参りますので、何卒ご理解賜りま
すようお願い申し上げます。

一食当たりの食事療養費

(税込)

	対象者の分類	改定前	改定後
A	一般の方	510円	550円
B	C,Dのいずれにも該当しない指定難病患者又は 小児慢性特定疾病児童当	300円	330円
C	住民税非課税世帯の方	240円	270円
	住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が 90日を超えている場合	190円	220円
D	住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に 満たない70歳以上の高齢受給者	110円	130円

令和8年5月18日
静岡医療センター院長